○国土交通省告示第四十五号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第二項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年一月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

第二項の表御坊ＶＯＲの項及び同表知念ＶＯＲの項を削る。

第三項の表知念タカンの項中「ＴＩＣ」を「ＴＩＴ」に、「知念ＶＯＲと組合せＶＯＲＴＡＣとして運用」を「なし」に改める。

第五項の表御坊ＤＭＥの項中「ＧＢＥ」を「ＧＢＤ」に、「御坊ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用」を「なし」に改める。

附　則

この告示は、平成二十五年二月七日から施行する。ただし、第二項の表御坊ＶＯＲの項及び第五項の表御坊ＤＭＥの項の改正規定は、同年三月七日から施行する。

○国土交通省告示第四十六号

名古屋飛行場の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年一月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　愛知県　愛知県名古屋市中区三の丸三丁目一番二号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　名古屋飛行場照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　名古屋飛行場内　愛知県西春日井郡豊山町

四　変更した事項（変更前の事項については、平成十七年国土交通省告示第百二十五号を参照。）

イ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表飛行場灯台の項を次のとおり変更した。

飛行場灯台	白熱電灯、航空白と航空緑の閃光、毎分二十八閃光	航空白実効光度二万千カンデラ、航空緑実効光度三千百カンデラ	北緯三十五度十五分八秒、東経百三十六度五十五分十六秒

ロ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表過走帯灯の項光度の欄中「千カンデラ」を「千二百カンデラ」に変更した。

ハ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表風向灯の項配置等の欄中「北北東約六百三十メートル」を「南東約八百二十メートル」に、「南南東約千七百三十メートル」を「北北西約千五百メートル」に変更した。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十五年二月七日

○国土交通省告示第四十七号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十七条第二項の規定に基づき、航空路の指定に関する告示（昭和五十三年運輸省告示第百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年一月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表Ａ582の項を次のように改める。

A582	1　次に掲げる地点を順次に結ぶ直線上の任意の点から7km以内の範囲にあるすべての点を含む区域の直上空域 イ　N34°43′E129°14′の地点 ロ　壱岐ＶＯＲ（N33°45′E129°47′） ハ　鹿児島ＶＯＲＴＡＣ ニ　永良部ＶＯＲＴＡＣ（N27°26′E128°42′） ホ　那覇ＶＯＲＴＡＣ（N26°13′E127°39′） ヘ　N24°07′E126°42′の地点	
	2　N34°43′E129°14′の地点から真方位47°42′及び227°42′の方向へのびる直線並びに壱岐ＶＯＲから真方位340°15′及び330°15′の方向へのびる直線によつて囲まれる区域の直上空域（1に係るものを除く。）	
	3　壱岐ＶＯＲから真方位141°25′及び182°01′の方向へのびる直線並びに鹿児島ＶＯＲＴＡＣから真方位346°43′及び336°43′の方向へのびる直線によつて囲まれる区域の直上空域（1に係るものを除く。）	
	4　鹿児島ＶＯＲＴＡＣから真方位206°01′及び196°01′の方向へのびる直線並びに永良部ＶＯＲＴＡＣから真方位15°02′及び27°00′の方向へのびる直線によつて囲まれる区域の直上空域（1に係るものを除く。）	
	5　永良部ＶＯＲＴＡＣから真方位222°50′及び212°50′の方向へのびる直線並びに那覇ＶＯＲＴＡＣから真方位32°21′及び42°21′の方向へのびる直線によつて囲まれる区域の直上空域（1に係るものを除く。）	
	6　那覇ＶＯＲＴＡＣから真方位207°29′及び197°29′の方向へのびる直線並びにN24°07′E126°42′の地点から真方位112°29′及び292°29′の方向へのびる直線によつて囲まれる区域の直上空域（1に係るものを除く。）	
	7　N24°47′E127°00′の地点から真方位172°29′及び232°29′の方向へのびる直線並びにN24°07′E126°42′の地点から真方位112°29′及び292°29′の方向へのびる直線によつて囲まれる区域の直上空域（1及び6に係るものを除く。）	

別表Ａ597の項中イを削り、ロをイとし、ハをロとする。

別表Ｒ583の項2ロ中「（N26°13′E137°39′）」を削る。

別表Ｒ584の項を削る。

別表Ｖ56の項中ニを削る。

別表Ｖ71の項を削る。

附　則

この告示は、平成二十五年二月七日から施行する。ただし、Ａ597、Ｖ56及びＶ71の項の改正規定は、平成二十五年三月七日から施行する。

○国土交通省告示第四十八号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百九条の規定に基づき、航空機の位置通報点に関する告示（昭和三十七年運輸省告示第三百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年一月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

第一表守谷ＶＯＲの項を削り、同表中

知念ＶＯＲ 知念タカン	N26°10′E127°39′

を

知念タカン	

に改める。

第二表守谷ＶＯＲの項を削り、同表中

知念ＶＯＲ 知念タカン	N26°10′E127°39′

を

知念タカン	

N26°10′E127°39′	

に改める。

附　則

この告示は、平成二十五年二月七日から施行する。